

千里山駅周辺まちづくり懇談会設置要領

制定 平成17年6月7日
(2005年)

(趣旨)

第1条 この要領は、市民(市内に通勤し、又は通学するものを含む。以下同じ。)事業者、行政などのまちづくりに関わる多様な主体が、協働のもとに千里山駅周辺地区のまちの将来像についての意見をとりまとめるために設置する、「千里山駅周辺まちづくり懇談会」(以下「懇談会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(懇談会の構成)

第2条 懇談会は、市民、事業者、行政などのまちづくりに関わる多様な主体の自主的参加により構成する。

(アドバイザー)

第3条 市長は会議の専門性及び公平性の向上を図るため、アドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーはこの要領に基づく助言又は指導を行うものとする。

(懇談会の役割)

第4条 懇談会の参加者は対等の立場とし、それぞれの立場を互いに尊重しながら、まちを良くするにはどうするべきかという観点から協議、検討を行い、意見をとりまとめる。

(検討対象地区)

第5条 検討対象地区は、別図に定める区域を基本とする。

(報償)

第6条 参加者への報償は無償とする。

2 アドバイザーの報償は、予算の範囲内で支払うものとする。

(参加資格の喪失)

第7条 参加者が次の各号のいずれかに該当した場合は、参加資格を喪失するものとする。

(1) 辞退の申し出があったとき。

(2) 市民の資格を喪失したとき。

(3) 懇談会の運営に支障があると役員が認めたとき。

(役員)

第8条 懇談会の運営上、必要に応じて会長、世話人等の役員を置くことができる。

(会議)

第9条 会議は事務局が招集し、事務局又は役員が運営する。

(専門部会等)

第10条 懇談会の運営上、必要に応じて専門部会又は分科会等を設置することができる。

(事務局)

第11条 懇談会の事務局は、吹田市都市整備部都市整備室に置く。

2 事務局は、懇談会の運営に関し、必要があると認めたときは、他部の支援を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、事務

局を所管する部長が定める。

付 則

この要領は、平成 17 年 6 月 7 日から施行する。

(別図)

千里山駅周辺地区

